

運営基準・実務ガイド

秘密保持と 個人情報同意の 実務

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



秘密保持・個人情報保護・文書同意は、同じものではありません

一枚の誓約書や包括同意だけで済ませず、誰が、何の目的で、誰に情報を渡すかに沿って整理します。

秘密保持

正当な理由なく漏らさない

指定通所支援基準第47条は、従業者・管理者の守秘と、退職者等による漏えいを防ぐための必要な措置を定めています。

個人情報保護

目的と安全管理を設計する

利用目的の特定・通知等、目的外利用の制限、安全管理、従業者・委託先の監督、第三者提供をそれぞれ確認します。

文書同意

外部の福祉サービス等への提供

同条第3項は、障害児・家族の情報を他の福祉サービス提供者等へ提供する際、あらかじめ文書による同意を求めています。

「契約時に個人情報の同意を一枚もらった」だけでは、情報主体、目的、提供先、情報項目、任意の広報利用が判別できません。実際の情報の流れと同意範囲を対応させます。

情報を使う前に、目的・相手・範囲を一行で言えるようにします

同じ記録でも、事業所内の支援、外部連携、緊急時、広報では根拠と必要な確認が変わります。

場面	先に確認すること	実務上の記録
事業所内の支援	特定・通知等をした利用目的の範囲か、閲覧権限は必要最小限か	利用目的、権限、アクセス・持出ルール
サービス担当者会議等	参加機関、会議目的、共有項目、児童分・家族分の同意	事前の文書同意、参加者、共有内容、会議記録
法令・緊急時の提供	同意不要の例外に本当に該当するか、提供範囲は必要最小限か	根拠、判断者、提供先、項目、日時
写真・動画・広報	支援記録か、限定共有か、ウェブ・SNS等への公表か	用途・媒体別の任意選択、変更・撤回の履歴

同一事業者内の共有は個人情報保護法上の第三者提供に当たらない場合でも、当初の利用目的の範囲を超えてよいわけではありません。必要な職員だけが閲覧できる状態にします。

同意書は「誰の何を、誰に、何のために」を判別できる形にします

全国一律の法定文言はありません。自事業所の連携先と情報の流れに合わせ、判断に必要な内容を明確に示します。

欄	記載・選択できるようにする内容
情報主体	児童本人の情報／家族それぞれの情報を識別
利用・提供の目的	個別支援計画、関係機関連携、担当者会議等の具体的な目的
提供先	機関名、または本人が予測できる具体的な範囲
情報項目	計画、発達・健康、生活、家庭状況等から必要な範囲を選択
提供方法・場面	会議、書面、電話、電子送信等。再提供の有無も確認
同意の管理	説明日、同意日、説明者、同意者、適用範囲、変更・撤回の窓口

児童が同意の結果を判断できるかは、年齢だけでなく情報の内容や事業の性質を踏まえて個別に確認します。判断能力が十分でない場合の親権者・法定代理人等からの同意と、児童本人への分かりやすい説明を分けて記録します。

取得・目的内利用・目的外利用・第三者提供を混同しません

個人情報保護法は、すべての取得・利用に一律の同意書を求める仕組みではありません。場面ごとの規律を確認します。

要配慮情報の取得

原則は事前の本人同意

障害、病歴、診療等は要配慮個人情報です。法令等の例外を除き、取得前の同意と利用目的を確認します。

目的内の利用

目的を具体化し、通知等を行う

支援・請求・連絡等の利用目的を本人が予測できる程度に示し、その範囲と必要性に沿って取り扱います。

目的外の利用

原則は事前の本人同意

当初の目的を超える利用は、法令等の例外に当たるかを確認し、該当しなければ事前に同意を得ます。

第三者への提供

原則同意+基準上の文書同意

外部への個人データ提供は原則として事前同意。福祉サービス提供者等への情報提供は基準第47条の文書同意も確認します。

生命・身体の保護、児童の健全な育成、法令に基づく場合等には同意不要となる例外があります。例外を通常の連携へ広げず、根拠、同意取得が困難な事情、提供した最小限の範囲を記録します。

写真・動画は、支援記録と広報利用を別々に選べるようにします

識別できる写真は個人情報になり得ます。ウェブやSNSは閲覧範囲が広く、支援に必要な利用とは目的が異なります。

支援に必要な利用

- 個別支援の記録・振り返り
- 保護者本人への限定的な共有
- 閲覧できる職員・保存場所の限定
- 他児・家族が写る場合の切り分け
- 利用目的と保管・削除ルールの周知

任意の広報利用

- ウェブ、SNS、印刷物、施設内掲示を分ける
- 顔、声、氏名、作品、活動場面を分ける
- 公開範囲と掲載期間を示して同意を得る
- 不同意でも支援に不利益がない運用にする
- 変更・撤回・掲載停止の窓口を用意する

「撮影してよい」と「SNSへ掲載してよい」は別の判断です。広報同意を、サービス担当者会議等の情報共有同意へ含めません。

同意書だけでなく、権限・共有記録・退職後まで運用します

同意があっても無制限に共有できません。必要な範囲、安全管理、従業者・委託先の監督を組み合わせます。

管理するもの	実務で確認すること
職員・退職者	就業規則・誓約、定期的な教育、退職時の返却・権限停止、退職後の秘密保持措置
アクセス権限	職務別の閲覧範囲、共有フォルダ、端末・紙の持出、操作・変更履歴
外部提供	提供日、相手、目的、情報項目、同意または例外根拠、提供方法
同意の版管理	説明・同意日、対象期間、差替え、変更・撤回日、掲載停止等の対応
委託・クラウド	契約上の取扱い、安全管理、再委託、返却・削除、委託先の監督

同意書や第三者提供記録の保存期間を、別の支援記録の年数から一律に流用しません。個人情報保護法・規則、適用条例、指定権者の案内、法人規程を照合して文書種別ごとに定めます。

出典・確認事項

本資料は2026年8月14日時点で施行中の法令・ガイドラインを基準にしています。2026年7月公布の改正個人情報保護法は主な施行日が政令待ちのため、施行前に様式を再確認してください。

e-Gov法令検索「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(第47条、2026年8月14日時点)

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(令和8年6月一部改正)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

確認日: 2026-08-14

個人情報保護委員会 Q4-15「ホームページや機関誌等における利用者写真の掲載」(医療・介護分野の参考)

https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq3-q4-15/

確認日: 2026-08-14

e-Gov法令検索「個人情報の保護に関する法律」(2026年8月14日時点)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057>

確認日: 2026-08-14

個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドラインに関するQ&A」(本人の同意、未成年者、第三者提供)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/

確認日: 2026-08-14

個人情報保護委員会「令和8年 改正個人情報保護法について」(2026年7月17日公布)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/r8kaiseihogohou/>

確認日: 2026-08-14

同意を得る主体・範囲・様式、例外の適用、保存期間、2026年改正法への切替えは、指定権者、個人情報保護委員会の最新資料、必要に応じ専門家へ確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。